一般社団法人ワールドスケートジャパン

日本代表及び強化選手規程

（目的）

第１条　本規程は一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）が指定した日本代表選手及び強化指定選手と所属チームスタッフ（以下「選手等」という。）に対し、その行動規範を明確に規定し遵守すべき基本的な行動基準を定めるとともに、各選手とチームの倫理と競技力、の向上を図ること目的とする。

（強化指定選手選考）

第２条 強化指定選手は、各競技委員会が定める選考基準に基づき、各競技委員会がこれを承認する。

（日本代表選手の選考）

第３条 各国際大会に派遣される日本代表選手は、各号の条件を満たす者で、対象となる国際競技大会の定める規定及び／又は各競技委員会が定める基準（別途本連盟ホームページ上に掲載する）に基づき本連盟の各競技委員会が選考・承認し、執行理事会の決議をもって決定されるものとする。

（１）日本国籍を有する者であること。

（２）本連盟の登録選手であること。

（３）各競技委員会が定める選考基準を満たすこと。

２ 日本代表としての期間は、代表指定日から代表チーム解散日迄とする。

３ 選考された選手が何らかの理由で大会に参加できなくなった場合、第１項の手続をもって、交代させることができる。

４ 新たに日本代表選手を選出する場合は、選考基準に則り各競技委員会で選考し、各委員会の承認を得て第１項と同様の手続を経ることとする。

（行動規範）

第４条 選手等は、強化指定選手、日本代表及びスタッフとして法令及び諸規則・ルールを遵守することはもとより、選ばれた選手らとして強い責任感を持ち他人の迷惑にならないよう、各号の定めに従い、誠実に行動しなければならない。

（１） 第三者に対し法令及び諸規則・ルール等に違反する行為の指示や教唆をしてはならない。また、第三者が行った法令及び諸規則・ルール等に違反する行為を黙認しない。

（２）競技中・外に係らず人種、宗教、思想、信条、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とし

た差別をせず常に人権を尊重し平等に接する。

（３）個人所有物及び公共施設等への器物破損については本人が責任をもって対処する。

（４）本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を毀損するような行為をしてはならない。

（５）チーム内外に於ける各種ハラスメントを行ってはならない。

（６）未成年者の選手は喫煙、飲酒などがあってはならない。

（７）違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう。）を一切使用してはならない。

（８）国外における競馬、競輪及び競艇、並びに、国内外を問わず賭けゲーム、賭け麻雀その他一切の賭け事をしてはならない。また、カジノ等の賭場場への出入もしてはならない。

未成年については、国内であっても公営の賭け事（競馬、競輪、競艇等）をしてはならない。

（９）反社会的勢力や団体とは一切関係を持たない。

（10）スポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を意識して行動する。

（遵守事項）

第５条 選手等は、前条に掲げるもののほか、次の各項を遵守しなければならない。

（１）参加義務

本連盟が主催（指定）する大会及び日本代表として出場する国際大会、行事等（連盟その他機関が実施する講習会を含みこれらに限らない）には参加するものとし、諸事情により参加出来ない場合は、必ず本連盟から承認を得るものとする。

（２）ドレスコード等

日本代表選手は、各国際競技大会並びに本連盟主催（主管及び後援を含む）の競技会及び合宿において、本連盟指定の衣服の着用するものとする。また、これは個人のスポンサー契約上の各種制約に優先することを承諾する。

（３）SNS 等の利用

ソーシャルメディア（ライン、ツイッター、インスタグラム、フェイスブック、ミクシィ等）の利用にあたっては、他人への誹謗中傷、権利侵害、つきまとい等本連盟又は第三者に不利益を与えるおそれがある行為を行ってはならない。また、本連盟や競技結果に対する批判、ほか選手やスタッフを誹謗中傷する内容であってはならない。

（４）アンチ・ドーピング

ドーピング行為は一切行ってはならない。やむを得ず薬物を服用する場合、必ず医師へ相談し、医師の判断に基づき服用すること。競技会中の検査、競技会外の検査（抜き打ち検査）は、い

つでも実施される事を認識し、その際の選手の義務を理解し協力すること。ドーピングと認定される成分は常に追加更新されるため、常に情報を確認すること。なお、ＴＵＥ（治療使用特例＜Therapeutic Use Exemption＞（病気やケガの治療を目的とした禁止物質・禁止方法の使用） を利用する場合には、特例としてその使用が認められるものの、医師に相談の上、JADA（日本アンチ・ドーピング機構）及び IF へ（大会の 30 日前までに）書類申請し、承認を得なければならない。また、申請書類が必要な場合、申請を行おうとする者は、本連盟事務局へ申し出ること。

（５）マスメディア対応

テレビ、ラジオ等、又は CM 等への出演などの依頼については本連盟に連絡すること。出演や取材の際は着用する衣服や発言には十分注意し本連盟代表に相応しいものであること。

（６）連絡義務

選手等は、海外での練習及び他団体主催大会への出場その他本連盟が定める事項について、監督、コーチ及び各競技委員会に連絡すること。

（７）報告義務

本規程に違反した選手は、自ら委員会に報告すること。

（違反者の処分）

第６条 本規程に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、本連盟コンプライアンス委員会において審議し、日本代表及び強化選手の指定を取り消し、又はコーチ資格の停止を含め、各競技委員会に諮り本連盟執行理事会が処分の決定を行う。

（日本スポーツ仲裁機構への不服申立て）

第７条 本規程に基づく処分に関する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

（その他）

第８条 本規程の変更は、本連盟の執行理事会又は執行理事会の指定する機関の決議による。

附 則

１ この規程は、平成 30 年６月１日から施行する。

平成 31 年３月 1 日一部修正

令和　2年　6月13日一部修正